平成２９年（フ）第８４９号
京都市左京区高野玉岡町１番地38、申立時の住所京都市伏見区深草西浦町６丁目62番地キャッスル深草W305号
破産者　岡田豊子こと　李　　豊子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２６号
京都市上京区東三本木通丸太町上る上之町493番地　津田方
破産者　桐山　毅肇
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９７０号
京都市右京区西院西高田町６番地２　サンコート五條206号
破産者　創作きもの文貴こと　藤本　義文
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵55番地の２センチュリーアスカⅠ―406号
破産者　篠原くるみ
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市桜谷191番地61　コーポヒガシハラ203号、旧住所鳥取県鳥取市本高160・鳥取県鳥取市国府町宮下1202番地１　ベルビューササキⅡ　108号
破産者　川口有加理（旧姓小松）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
広島県呉市倉橋町2807番地の３
破産者　久保山新太郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１０２号
愛媛県新居浜市北内町１丁目18番34号
破産者　髙橋　哲二
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１０４号
愛媛県四国中央市妻鳥町1706番地４
破産者　大山　　純
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県直方市大字頓野255番地41
破産者　光安　幸玄
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県直方市大字下境3978番地93
破産者　二見ゆかり
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２４３号
熊本県合志市幾久富1833番地１　テール・フェルティール　A棟102号
破産者　丸目　道成
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６１号
福岡市中央区御所ケ谷５―36ファミリオン御所305、開始決定時の住所大分県由布市湯布院町川上3526番地１　コーポ秀
破産者　山田　幸子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１２号
大分市富士見が丘東１丁目18番３号
破産者　衞藤　英樹
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２５２号
群馬県高崎市南町４番地４　シーザーレジデンス604号
破産者　上野　敬一
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保369番地74
破産者　稲田千恵子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９７号
新潟県岩船郡関川村大字下関47番地２
破産者　高橋　敏明
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２６号
新潟県村上市八日市８番67号
破産者　弦巻　則男
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２１５号
静岡市駿河区用宗２丁目８番10―303号、旧住所静岡県焼津市石脇下1330番地の２
破産者　海野　好美
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部